

議第25号

京都市副市長定数条例の制定について

京都市副市長定数条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長      梶      本      頼      兼

京都市副市長定数条例

本市の副市長の定数は、3人以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市助役定数条例は、廃止する。

提案理由

副市長の定数を定める必要があるので提案する。